医政発 0 9 1 0 第 13 号 平成 26 年 9 月 1 0 日

公益社団法人 全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局長 (公印省略)

病床機能報告制度専用ホームページの立上げ及び疑義照会窓口の設置等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)による改正後の医療法(昭和23年法律第205号)おいて、病床機能報告制度を本年10月1日より施行することとしています。

現在、施行に向けて、準備を進めているところですが、病床機能報告対象医療機関(一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所)からの本制度に係る疑義照会を受け付けるため、下記1のとおり、疑義照会窓口を設置するとともに、9月10日(水)に、厚生労働省ホームページ上に、本制度専用ページを立ち上げましたので、お知らせいたします。

また、本制度に係る今後のスケジュール(予定)については、別紙のとおりとなっておりますので、併せて、お知らせいたします。

なお、上記の疑義照会への対応、「全国共通サーバ」(注)の整備と病床機能報告対象医療機関から提出していただく情報の集計・確認等の本制度の実施に係る業務について、厚生労働省からみずほ情報総研株式会社に委託することとなりましたので、御了知願います。

(注)法律上、病床機能報告対象医療機関は都道府県知事に報告することとなっていますが、病床機能報告対象医療機関及び都道府県の負担を軽減するため、厚生労働省が「全国共通サーバ」を整備することとしています。病床機能報告対象医療機関は「全国共通サーバ」へ提出することをもって、都道府県知事への報告となります。

また、下記2のとおり、医師数に関する情報については、既存の医療機能情報提供制度により医療機関から都道府県へ御報告いただくこととなっております。

貴職におかれましては、本事務連絡の内容を御確認の上、貴会会員に対して周知 方お願いいたします。 1. 疑義照会窓口及び専用ページの設置について

#### 【病床機能報告制度 疑義照会窓口】

メール: byousyoukinou@mizuho-ir.co.jp FAX: 0120-880-124 「24 時間受付]

電話:0120-110-264 [平日9:00~17:00]

### 【病床機能報告制度専用ページ】

URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html (厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療> 医療>病床機能報告)

- 2. 医療機能情報提供制度による医師数の報告及び内容の更新について
- 本制度では、病棟単位での看護師等の医療従事者数については報告していただくこととしていますが、病院の医師数は報告項目には含めておらず、既存の医療機能情報提供制度により、医療機関から都道府県に報告されている医師数の情報を活用することとしています。
- 医療機関が担っている医療機能を把握・分析する上で、医師数も重要な情報の一つでありますので、既存の医療機能情報提供制度による医師数の都道府県への報告及び既に報告した医師数に変更があった場合の内容の更新について、貴会会員に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

一般病床・療養病床を有する病院・診療所の皆様

報告期間は 10月1日(水)~ 11日14日(金) です 別紙

# 病床機能報告制度のスケジュール

# 9月10日から

・ 病床機能報告制度 専用ホームページ立上げ (報告様式(Excel)等を掲載) 厚生労働省「平成26年度病床機能報告」事務局 (委託先:みずほ情報総研株式会社)

## 疑義照会 : 紙媒体提出希望窓口

byousyoukinou@mizuho-ir.co.jp

FAX: 0120-880-124 [24時間受付]

電話: 0120-110-264 [平日9:00~17:00]

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html

- ・ 疑義照会窓口立ち上げ
- ・ 紙媒体の郵送による報告を希望する医療機関を受け付ける 窓口立上げ

(インターネット環境にない、又は紙レセプトによる診療報酬請求を 行っている医療機関等)

※ 連絡先は上記の疑義照会窓口と同一です。

## 9月第3週

報告マニュアル等を全ての対象医療機関に発送

## 随時

紙媒体での報告を希望する医療機関に対して、紙媒体の報告様式を発送

## 10月1日(水)~11月14日(金)

- 報告様式の提出受付
- (①電子記録媒体の郵送/②電子ファイルを専用ページ上へアップロード/ ②紙媒体の郵送のいずれか)

## 11月第3週ごろ

■ 電子レセプトデータを集計したものを各医療機関宛に発送 (公費負担医療等の追加の必要があれば12月12日(金)までに返送くださ い。)